

【報告】[ワークショップ&リリース]

「日本における死刑と再審」2023年9月4日イン・ベルリン

～日本政府は、まだ死刑を存置し、生命と人権を侵害し続けるのか!?～

(主催) 一般社団法人刑事司法未来 (CJF)

(共催) 龍谷大学刑事司法・誤判救済研究センター

フンボルト大学ベルリン ルイス・グレコ研究室

(後援) 龍谷大学犯罪学研究センター

マルティン・ルター／ハレ・ヴィッテンベルク大学 ヘニング・ローゼナウ研究室

暮 井 真絵子¹

石 塚 伸 一²

1. 第1部 司会：石塚伸一（龍谷大学名誉教授）
 - (1) 第1報告「袴田巖事件について～47年の拘禁の末に始まった再審裁判～」
 - (2) 第2報告「再審法案の起草について～日本には、再審に関する法律がない～」
 - (3) 第3報告「死刑囚人権訴訟～大阪で死刑囚の権利を争う裁判が始まった～」
2. 第2部 司会：ヘニング・ローゼナウ (Henning Rosenau) (マルティン・ルター／ハレ・ヴィッテンベルク大学教授)
 - (1) 第4報告「日本における再審のこれまでと再審制度」
 - (2) 金尚均（龍谷大学教授）からのコメント
 - (3) 古川原明子（龍谷大学教授）からのコメント
 - (4) キリアン・ヴェグナー (Kilian Wegner) (フランクフルト・オーダー・ヨーロッパ大学教授) からのコメント
3. ディスカッション
4. 閉会の辞

参考資料1 日本の死刑と再審に関する声明（日本語版・英語版）

参考資料2 当日の様子（写真）

1 本学法学部非常勤講師、本学犯罪学研究センター嘱託研究員

2 本学名誉教授、本学犯罪学研究センター嘱託研究員

2023年9月4日、一般社団法人刑事司法未来（CJF）は、龍谷大学刑事司法・誤判救済研究センターとの共催で「日本の死刑と再審～日本政府は、まだ死刑を存置し、生命と人権を侵害し続けるのか!?～」をフンボルト大学ベルリン（ドイツ・旧王宮ウンター・デン・リンデン9）213号教室で開催した。会場参加者とオンライン参加者を含め、約250名が参加した³。なお、各報告およびコメントの概要は、筆者が要約したものである。

はじめに、石塚伸一（龍谷大学名誉教授・CJF代表理事）が、開会の挨拶と本ワークショップの趣旨説明を行った。

日本は、絞首による死刑を存置しており、再審請求を行っても再審開始が認められにくく、再審請求中に法務大臣が死刑執行を行ったケースも存在している。「このような状況に対して、日本弁護士連合会をはじめとした、様々な団体が改善の努力をしている。しかし、未だ死刑の廃止や再審関連規定の改正には至っていない。このような日本の現状を改革するために現状を訴え、具体的な改善策を提案しているわたしたちの声に耳に傾けてほしい。今回、ここベルリンから、世界に発信をしていることの意味を考えてほしい。日本では、多くの人びとが死刑と再審の問題に目を閉ざし、口を噤んでいる。わたしたちは確信している。日本政府は、人権を侵害している。」と述べた。

3 本イベントの概要や報告された各事件の概要については、一般社団法人刑事司法未来ウェブサイト<<https://cjf.jp/archives/673>>および龍谷大学ウェブサイト<<https://www.ryukoku.ac.jp/nc/event/entry-13145.html>>を参照（2023年9月20日最終閲覧）。

1. 第1部 司会：石塚伸一（龍谷大学）

（1）第1報告「袴田巖事件について～47年の拘禁の末に始まった再審裁判～」

袴田事件⁴ 弁護団で弁護人を務める弁護士・戸舘圭之（第二東京弁護士会）は、袴田事件の概要に加え、袴田巖が拘置所から送った死刑執行の恐怖を語った手紙を紹介しながら、死刑囚として留め置かれている状況を説明した。これらを踏まえ、弁護活動を通じて確信した死刑制度の問題点を指摘した。

刑事訴訟における事実認定は、あくまでも仮説である。この仮説は、有罪無罪の判定だけでなく、刑の量定の判断の前提となっている。仮説は、反証の可能性が担保されていることによって真実性が保証される。死刑の執行は、仮説の反証の可能性、すなわち、誤判救済の道を不可逆的に閉ざすものであり、人権尊重の理念と相容れない。現在、袴田巖は87歳、姉の秀子は90歳である。事件発生から57年もの年月が経過している。静岡地裁は、1日も早く無罪判決を示すべきである、と主張した。

（2）第2報告「再審法案の起草について～日本には、再審に関する法律がない～」

4 1966年6月30日に静岡県で発生した強盗放火殺人と関連して、袴田巖が死刑判決を受けた事件である。二度の再審請求を経て、2014年3月27日に静岡地裁が再審開始を決定し、拘置の執行を停止した。これにより、袴田は、47年7か月ぶりに東京拘置所から釈放された。しかし、静岡地検は、これを不服として即時抗告した。2018年6月11日、東京高裁は、検察官の即時抗告を受け容れて再審開始決定を棄却した。これに対して、弁護側が特別抗告した。2020年12月22日、最高裁は、高裁の再審開始棄却決定を取り消して事件を高裁に差し戻した。2023年3月13日、二度目の即時抗告審で東京高裁は検察官の即時抗告を棄却し、再審開始が確定した。2023年10月27日から、静岡地裁で再審公判が開始される予定である。しかし、検察官は、事実を争う構えである。

大崎事件⁵ 弁護団で事務局長を務める弁護士・鴨志田祐美（京都弁護士会）は、大崎事件における確定判決の認定した事実と「冤罪の構図」と再審請求の経過を紹介し、大崎事件に見られる日本の再審制度の問題点を指摘した。

刑訴法435条6号は、再審請求理由として無罪を言い渡すべき「明らかに証拠をあらたに発見したとき」と定めている。しかし、実務では、再審請求人に無罪を証明する証拠の提出を求めている。現行法は、「不利益再審」を認めていないことから、再審の目的は、無害の救済である。1975年5月20日最高裁判所第一小法廷は、いわゆる「白鳥決定」において、再審請求段階における証拠の明白性判断にも「疑わしいときは被告人の利益に」原則が適用されると判示した⁶。しかし、現実には、「疑わしいときは確定判決の利益に」になっている。

大崎事件の再審請求では、再審制度の不備が2つ顕在化した。

第1の不備は、再審請求段階には警察・検察に証拠開示を義務づける規定がないことである。そのため、証拠開示については、裁判所の訴訟指揮にすべて委ねられている。要するに、裁判所の「やる気次第」である。これにより、裁判体によって著しい「再審格差」が生じている。

第2の不備は、裁判所による再審開始決定に対して、検察官抗告が認められていることである。大崎事件では、裁判所は3度、再審開始を決定した。ところが、検察官抗告によって、上級審が再審開始決定を覆した。ほとんどの再審事件では、再審開始決定までに何十年もの歳月を要している。

5 1979年10月15日に鹿児島県で発見された変死体と関連して、原口アヤ子が懲役10年の有罪判決を受けた事件である。第一次から第三次までの再審請求では、再審開始決定が3回示されたものの、検察官抗告によっていずれも取り消されていた。第四次再審請求では、2022年6月22日、鹿児島地裁が再審請求を棄却した。これに対して、弁護側が即時抗告した。しかし、2023年6月5日、福岡高裁宮崎支部は即時抗告を棄却した。弁護側は即時抗告審決定に対して特別抗告し、現在は最高裁に係属中である。原口は、96歳である。

6 最決昭50・5・20刑集29巻5号177頁。

いつ執行されるかわからない死刑事件もある。再審開始決定がなされた場合には、検察官は抗告せず、速やかに再審公判を開始すべきである。

このような事態を改善するためには、再審によって雪冤された事件の教訓を活かし、誤判の反省を制度改革の原動力にすべきである。

（３）第３報告「死刑囚人権訴訟～大阪で死刑囚の権利を争う裁判が始まった～」

弁護士・西愛礼（大阪弁護士会）は、元裁判官としての経験を踏まえ、現在、大阪地裁に係継中である３件の死刑囚の権利を巡る国家賠償訴訟を中心に報告した。

日本の職業裁判官は、個人として死刑に反対であったとしても、「法と良心」に従って、死刑判決を宣告しなければならない（憲法76条3項）。2009年から始まった裁判員裁判では、市民も、自らの死刑に対する賛否の意見にかかわらず、裁判体として、死刑を宣告しなければならないことがある。

このような日本の死刑制度を巡り、弁護士・金子武嗣（大阪弁護士会）が中心となって３件の国家賠償訴訟を進めている。民事訴訟のメリットとして、刑事訴訟と異なり、比較的自由に証拠を提出できることが挙げられる。また、日本の国内法である憲法だけでなく、国際人権法に依拠して人権侵害を主張していることも、これらの訴訟の特徴である。

第１訴訟は、元弁護士が原告となって「再審請求中の死刑執行の違憲・違法」を訴える裁判である。第２訴訟は、現在の「死刑の即日告知・即日執行の違憲・違法」を訴える裁判である。第３訴訟は、西が代理人を務める訴訟で、「絞首による死刑執行の違憲・違法」を訴える裁判である。

日本の死刑は、絞首刑で執行される。死刑囚は、執行方法を選択することができない。絞首の方法は「ロングドロップ」方式と呼ばれるもので、踏板が開落することにより、首に縄をかけられた死刑囚が３～４メートル

落下して死に至る。1955年の最高裁判決は、当時の法医学者の意見を容れて、この方式による死刑執行は、残虐な刑罰ではないと判示した⁷。しかし、近年、オーストリアの法医学者ヴァルテル・ラブル博士は、絞首の死に至る機序には5つの可能性があること、ギロチンと同じような頭部離断による死亡が起こりうること、さらには、死に至る機序は誰もコントロールできないことを指摘した⁸。このような執行方法は、日本国憲法の「残虐な刑罰の禁止」規定や、自由権規約の「残虐、非人道的、品位を傷つける刑罰の禁止」規定に反する。これまでの同種訴訟において、裁判所は、「死刑に処されるような犯罪を行なった者は、この程度の苦痛は甘受すべきであり、苦痛を最小限度にする必要ではない」という理由で、死刑は残虐な刑罰ではないと判示している。しかし、自由権規約7条は、死刑執行にあたっては身体的・精神的苦痛は最小限度にしなければならないことを要求していると理解されている。したがって、日本の判例は、明らかに国際人権法に反している。

これら3件の訴訟に共通するのは、死刑そのものへの賛否とは直接関係なく、死刑存置派と廃止派の立場を越えて、議論をすることができることである。この裁判を通じて、死刑について議論をしていくことが重要である。

司会の石塚は、「日本の研究者や実務家は、死刑について語ることで不利益な取扱いを受ける場合がある。自由を尊ぶ国であるドイツの首都ベルリンのフンボルト大学から日本にメッセージを送ることができたことを非常に嬉しく思う」と述べて、第1部を終えた。

7 最判昭30・4・6刑集9巻4号663頁。

8 中川智正弁護士＝ヴァルテル・ラブル編『絞首刑は残虐な刑罰ではないのか？——新聞と法医学が語る真実』（現代人文社、2011年）を参照。

2. 第2部 司会：ヘニング・ローゼナウ（マルティン・ルター／ハレ・ヴィッテンベルク大学教授）

ローゼナウは、冒頭で、「ドイツに、死刑制度は存在しない。基本法（憲法）102条が規範的に禁じているだけでなく、社会も容認していない。しかし、再審については、再審請求人に不利益な判断が行われるという実情があり、現在も議論がある。『死刑と再審』について、日本とドイツの研究者と実務家がそれぞれの立場から議論することは、重要である。」と述べて、報告が始まった。

（1）第4報告「日本における再審のこれまでと再審制度」

斎藤司（龍谷大学教授／刑事司法・誤判救済研究センター長）は、日本の刑事訴訟法が、フランス法、ドイツ法、そして第二次大戦後にアメリカ法の影響を受けており、現在の日本の再審制度は、憲法の要請を受けて「誤って有罪とされた無実の人を無罪とするための制度」であることを確認した。

現行法上、再審請求は、有罪判決を受けた人だけではなく、検察官も行うことができる。しかし、検察官による請求は極めて稀である。再審請求手続は、再審理由を判断する再審請求審と実体的な判断をする再審公判の二段階構造になっている。

再審請求理由は、「ノヴァ型」と「ファルサ型」の混合システムである。

刑訴法435条6号が定める「明らかな証拠」とは後者の要請であるが、規定自体が抽象的で、立証は困難である。この明白性要件については、1975年「白鳥決定」⁹と1976年「財田川決定」¹⁰の2つの最高裁判例によって、新証拠だけで無罪を証明することまでは要求されず、他の証拠も含め

9 最判昭50・5・20刑集29巻5号177頁。

10 最決昭51・10・12刑集30巻9号1673頁。

て総合的に判断して、有罪判決に合理的な疑いが生じればよいとされた。しかし、実務を見る限り、確定判決を見直すべきであると考えられる証拠の提出まで求められているように思われる。

また、日本では再審開始決定に対する検察官抗告が認められている。再審開始決定が確定するためには、再審請求審の裁判官だけでなく、検察官や再審公判の裁判官までの、すべての関係者を説得できる「合理的な疑い」が存在することを示す新証拠の提出が求められる。このことから、事実上、請求人には無罪の証明責任が課されている。

さらに、再審関連規定がほとんど存在しないため、請求人は警察・検察が有する証拠等にアクセスできないまま、無罪の証明を強いられている。

白鳥決定・財田川決定により広げられた再審開始の門は、現在、解釈や運用によって狭められている。この門をどのように広げていくのが課題である。1980年代には、死刑再審で4人の再審無罪が認められたにもかかわらず、再審制度は見直されなかった。誤った裁判への反省から、国費による被疑者弁護制度や重大事件における裁判員制度の導入等の改正はなされてきた。しかし、再審制度については何らの改善もなされていない。速やかに再審関連規定の改正を行うべきである。

（2）金尚均（龍谷大学教授）からのコメント

日本の殺人罪（刑法199条）の最も重い法定刑は死刑である。この規定は、市民の生命が最も重要な法益であること、さらには、「人を殺すな」という規範命令を市民に対して発していることを示している。主権者である市民の利益を保障するのが、国家の役割である。その最大の役割は、市民の生命を守ることにある。しかし、刑法199条は人を殺すなと市民に訴えているにも関わらず、国家が殺人を行うことを正当化しており、国家の役割と矛盾している。

現行刑法は、主権者が天皇であった1907年に制定されたものである。第

二次世界大戦後の1947年に現行憲法が制定されたことにより、刑法にも当然に影響が及ぶべきであり、その最たるものが死刑制度である。

死刑は、特定の人々の排除の容認に繋がる。人々を「市民」と「敵」に二分化することは、社会の分断をもたらすものであって、社会の安定に資するものではない。分断は、法の下の平等に反する。死刑は、廃止されるべきである。

（３）古川原明子（龍谷大学教授）からのコメント

終末期医療に関する患者の権利を研究してきた見地から、死期が迫っている患者と死刑確定者を比較しながら意見を述べた。

近年、日本では、患者の権利保障の高まりから、病名や余命等の医療情報を提供しないというパターンリズム的な医師の裁量は容認されていない。医師は、患者とコミュニケーションをとり、予後を伝えたくて、サポートすることが重視されている。このような現状を踏まえると、現在の死刑執行の直前の告知は、不合理である。

アメリカでは、死刑執行日が事前に告知されている。死刑確定者の中には、親しい人に別れを告げたり、被害者遺族に連絡をとりたい人もいるだろう。精神的に不安定であれば、カウンセラーと相談する機会も与えられる。しかし、日本の死刑確定者には、このような機会がない。死刑執行の直前告知は、単に執行の恐怖を死刑確定者に与えるだけでなく、死と向き合う機会を奪うものである。

直前告知は、死刑確定者の生きる権利を奪うものであり、死刑確定者に生命剥奪以外の別の刑罰を科すことと同じである。加えて、執行までの身体拘束は刑罰の内容ではない。死の直前まで、可能な限り社会の一員として扱わなければならない。人権尊重は成熟した社会の基本原則である。

西が紹介した大阪地裁の三訴訟によって、死刑制度の透明性が高まり、死刑に関する議論が活性化することを期待している。

(4) キリアン・ヴェグナー(Kilian Wegner) (フランクフルト・オーダー・ヨーロッパ大学教授) からのコメント

旧西ドイツ(ドイツ連邦共和国)では、1949年に基本法(憲法)が制定され、102条により死刑廃止が明文化された。それに対して、旧東ドイツ(ドイツ民主共和国)では、死刑が存続していた。しかし、1987年に死刑は廃止された。

死刑の再導入については、法的にも政治的にも議論されていない。連邦議会が死刑制度再導入の議論を行ったのは、1952年が最後であった。1960年代以降の世論調査では、再導入賛成派が多数を占めたことはない。1996年ドイツ連邦憲法裁判所は、「基本法1条1項が定める人間の尊厳の尊重と死刑は相容れないものである」と判示した。したがって、基本法102条の死刑廃止規定が憲法改正によって削除されたとしても、死刑は人間の尊厳を侵害するものであることから、死刑を再導入することはできない。たとえ、ヨーロッパ諸国が政治的変革によって死刑を導入したとしても、ドイツの理念が揺らぐことはあり得ないと確信している。

最後に、司会のローゼナウは、第2部の報告およびコメントについて、以下のように述べた。2002年に「あらゆる状況の下での死刑の廃止に関する人権および基本的自由の保護のための条約についての第13議定書」が追加された。これにより、ヨーロッパ人権裁判所(ECHR)は、「ヨーロッパにおいては、死刑は人権の侵害であると理解されている」と判示した。死刑には、合理的根拠がない。

ドイツでは、再審請求がなされた場合には裁判所の裁量において刑の執行を延期できる(刑訴法360条2項)。仮に、ドイツに死刑が存在したとしても、死刑執行の場合には裁判所の裁量は認められず、当然に執行を延期しなければならないであろう。日本においても、死刑確定事件において再審請求がなされた場合には、死刑執行が必然的に不可能となるよう法改正する

べきではなかろうか。

3. ディスカッション

会場参加者とオンライン参加者双方から、多数の質問や意見が寄せられた。

「ドイツは死刑存置国への犯罪人引渡しを行わない。他の死刑廃止国から犯罪人が引き渡された場合、日本で死刑を執行されないという保証はあるのか」との質問に対し、日本側は「そのような保証はない。最近では、日本への犯罪人引渡しを求めた際に、相手国側が、『死刑存置国であること』を理由に日本への引渡しを拒否したケースもあった」と回答した。

「日本では、再審を担当する弁護人の負担が大きいと聞く。実際はどうか」との質問に対し、鴨志田は「再審弁護人は、長い時間をかけて再審に取り組む必要がある。日本の場合再審には国選弁護人制度の適用がないこと、ほとんどの弁護人は、費用を自己負担して活動していることから、経済的援助が必要である。再審制度改正と同時に国選弁護人制度の創設が必要である」と回答した。ローゼナウは、「ドイツでは再審でも国費で弁護人を付すことができることに加え、再審に特化した弁護士もいる」とドイツの状況を補足した。

このほかにも、ジェンダー問題や少数者保護と死刑との関連性、死刑に対する一般市民の意見、袴田事件の今後の展開などについて議論が行われた。

4. 閉会の辞

石塚は、「1993年にドイツで死刑と終身刑について講演をした際、『日本は、死刑を廃止することができるか』という質問に、『できる』と答えたが、いまだ改革は行われていない。しかし、本日、日本の死刑や再審制度は、人間の尊厳を傷つけるものであるという問題をドイツの皆さんと共有できた。同じ認識の人たちと集えたことに大きな意義がある」と総括した。

加えて、石塚は、「今回のワークショップ&リリースは、この間の死刑問題への取り組みの中間総括である。本日の議論を踏まえ、参加者一同による『日本の死刑と再審に関する声明』を発表したい」と提案し、異議なく了承された。

これにより、本ショップ&リリースは終了した。

【謝辞】

今回の試みを支援していただいた団体や個人、とりわけ、献身的に協力していただいたフンボルト大学ベルリンのルイス・グレコ研究室のみなさん、北九州大学の大杉一之教授、ベルリン在住のジャーナリスト池永記代美さん、そして、素晴らしい通訳をしていただいたシュテファニー=暁子・ハシュケさんに心より感謝申し上げたい。

参考資料1 日本死刑と再審に関する声明（日本語版・英語版）

〔日本の死刑と再審に関する声明〕

わたしたちは、「日本における死刑と再審の現状が、日本国憲法および国際人権の観点から見て大きな問題を抱えており、刑事司法において深刻な人権侵害をもたらしていることを確認した。

わたしたちは、日本国に対して、下記の5点について速やかに改善を求める。

- 1 袴田事件の再審裁判において、検察官は、自らの過ちを認め、再審裁判で争うことやめる。このことによって、可及的速やかに袴田巖さんを死刑囚という法的地位から解放する。
- 2 大崎事件の再審請求裁判において、最高裁判所は、自らの過ちを認め、再審裁判を開始する。このことによって、可及的速やかに原口アヤ子さんを有罪者という法的地位から解放する。
- 3 日本政府は、再審請求中の死刑執行を止める。死刑執行期日を事前通告する。絞首刑という人道に反する執行方法を止める。そして、死刑に関するすべての情報を当事者および市民に公開する。
- 4 日本政府は、再審の手続きを明確化し、かつ適正化するために、再審に関する特別法を速やかに制定する。
- 5 日本政府は、死刑の執行に関する手続きを明確化し、かつ適正化するために、死刑の執行に関する特別法を速やかに制定する。

以上、声明する。

2023年9月4日 ベルリンにおいて

参加者一同

[Statement on the Death Penalty and Retrial in Japan]

We have confirmed that the current situation of the death penalty and retrial in Japan is highly and seriously problematic from the perspective of the Constitution of Japan and the International human rights, and that it constitutes a serious violation of human rights in the criminal justice system.

We call on the State of Japan to promptly improve the following five points:

1. In the retrial of the HAKAMADA-case, prosecutors must recognize their mistakes and stop fighting the retrial. This will release Mr. Iwao Hakamada from his legal status as a prisoner on death row as soon as possible.
2. In the trial for retrial of the Osaki-case, the Supreme Court shall recognize its own error and commence the retrial. This will release Ms. Ayako Haraguchi from her legal status as a convicted person as soon as possible.
3. The Government of Japan shall not order any executions during pending retrial; shall give advance notice of the execution date and shall stop the execution by hanging, a method of execution that is contrary to humanity. In addition, the Government shall open all information on the death penalty available to the parties and the public.
- 4 The Government shall enact the special law on retrial in order to clarify the due procedure for retrial as soon as possible.
5. The Government shall enact the special law on the execution and process of the death penalty in order to clarify the due procedures for exe-

【報告】〔ワークショップ&リリース〕「日本における死刑と再審」2023年9月4日イン・ベルリン

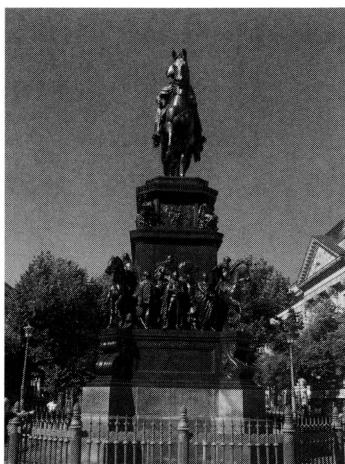
cutions as soon as possible.

We hereby declare the above.

4 September 2023, in Berlin.

All participants

参考資料2 当日の様子 (写真)



プロイセン国王フリードリヒ2世像
(フンボルト大学前)



フンボルト大学校舎の様子



鴨志田祐美弁護士による報告の様子